

# 愛媛県総合防災訓練を実施します



9月1日は「防災の日」です。愛媛県と西条市、新居浜市、四国中央市が主催となり、関係諸団体協力のもと、地震・台風による災害を想定した「総合防災訓練」を実施します。

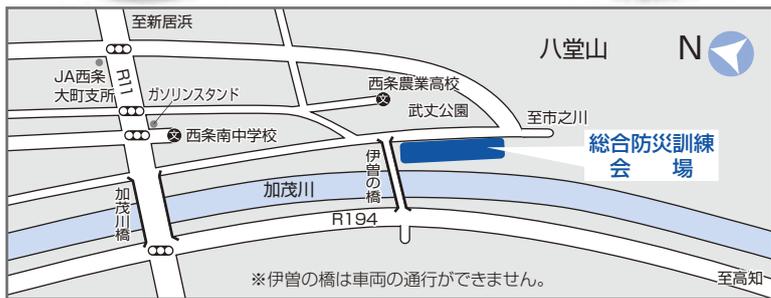
防災訓練を通して自分の体で覚えたことは、災害時の大きな力となります。

訓練に参加して、不意に襲ってくる災害に備えましょう。

**日時** 9月1日(木)  
9時30分～13時30分

**場所** 加茂川河川敷おまつり広場

**問合せ** 市庁舎本館  
総務課交通防災係  
TEL0897-56-5151内線2126



## 訓練の主な内容

- ▼ 救出・救護・避難誘導訓練
- ▼ 自衛隊災害派遣要請訓練
- ▼ 食糧供給訓練
- ▼ 孤立地区救助訓練
- ▼ 水防工法訓練
- ▼ 流木撤去訓練
- ▼ 車両水没救出訓練
- ▼ ボランティア受入調整訓練
- ▼ 行方不明者捜索訓練 など

## 体験・展示コーナー

- ▼ 地震体験
- ▼ 災害パネル展示 など

昨年は、中越地震やスマトラ沖地震など、大きな地震が発生したほか、西条市をはじめ、日本各地で台風などによる集中豪雨の被害が相次ぎました。

災害は、いつなるときき発生するかわかりません。

南海地震と東南海地震は近い将来に発生すると指摘されていますし、昨年のような集中豪雨に襲われる可能性も十分あります。

昨年の災害を教訓として、防災体制の強化と応急対策の機能向上を図り、安心して暮らせる社会づくりに役立てるため、総合防災訓練を実施します。

市民の皆さんも訓練を機会に「自分たちの地域は、自分たちで守る」という連帯感のもと、ご家庭や自治会などで防災対策を見直し、地域で自主防災組織を結成するなど、災害に強いまちをつくりましょう。

## 台風21号で被災された方へ

被災者生活再建支援事業の申請期限が迫っています

被災者生活再建支援事業は、平成16年の台風21号で被災された方へ、生活面や居住面での経費について支援金を支給する制度です。（この制度は、災害救助法が適用された旧西条市、旧小松町の方が対象となります）

この事業での「生活関係経費」の申請期限は、平成17年10月28日(金)です。まだ申請の手続きをされていない方は、期限内に申請をしてください。

### ■対象世帯

全壊、大規模半壊（世帯の収入によって制限があります）

### ■対象となる経費

生活再建に必要な物品の購入費と物品の修理費。（物品には指定があります。詳しくは担当課でご相談ください）

※平成17年6月22日に制度が一部改正され、特別分とされていた物品（エアコン、ストーブなど）の地域、購入額購入数量に係る制限が廃止されました。

### ○居住関係経費

解体（除却）、撤去、整地費、家賃（公営住宅を除く）など

### ■支援金の額

災害の程度、世帯の収入などに応じて37万5000円から300万円までの額を支給します。

### ■申請期限

生活関係経費

平成17年10月28日(金)

居住関係経費

平成19年10月29日(月)

※ただし、家賃等に関しては平成18年10月30日(月)です。

### ■申請先

○市庁舎別館 社会福祉課総務福祉係

TEL 0897-56-5151（内線2323）

○小松総合支所 保健福祉課社会福祉・援護係

TEL 0898-72-2111（内線124）